

戦国時代の盛嶽文書発見 (二)

— 佐伯惟教の書状十三通 —

解 説 佐藤 巧

文書解説 矢野 徳 彌

【解説】

※盛嶽文書発見(一)は、会誌二二二号掲載。

佐伯惟教の書状は十三通あるが、いずれも年号が記されていない。文面の内容から推定したいところだが、詳細は使者の口上によって伝えられるので、特殊な事例を除いては恒例的な文面から年号を確定することは難しい。

まずは戦国武将佐伯惟教の略歴を三期に別けると理解しやすい。

一期 大友義鎮(宗麟)の侍大将時代

天文一九年(一五五〇)～弘治二年(一五五六)

佐伯惟教の生年は明らかではないが、『大友興廢記』では、大友義鎮(宗麟)が家督を継ぐことになった「二階崩

の変」天文十九年(一五五〇)に登場して以来、義鎮の侍大将として肥後や豊前の合戦に奔走している。

弘治二年(一五五六)五月、府内で反乱が起こり、その首謀者の一人とされる佐伯惟教は伊予八幡浜に亡命した。

『大友興廢記』や『佐伯氏系図』では弘治三年と記されているが、その原因について「肥後国退治のとき大友の軍配者角隈越前守と佐伯惟教の軍配者宮脇周防守が争論となり、国中が不和になった」としている。つまり姓氏の争い、大友同紋衆と国衆(大神一族)との確執が積もり積もって一挙に噴出したようだ。

「国を立ち退いて大将義鎮公に損とらせ奉らん。」の一節は惟教の心情をよく表している。「惟教の忠義は義鎮公が一番よく知っているはずだ」という自負と「やがては帰参が許される」という楽観も感じられる。

二期 伊予八幡浜亡命時代

弘治二年(一五五六)～永祿二年(一五六九)

惟教は長男惟真・次男鎮忠・一族郎党を率いて、妹が嫁ぐ八幡浜萩森城(城主宇都宮房綱)に亡命した。「同年六月二日、伊予国宇和島に赴き西園寺公広の厚遇を得て、

同郡野村白木城に居す。」と佐伯氏系図は伝えてはいるが、このとき長男の惟真が白木城主宇都宮則綱のりなの客将となつて四十二貫文を給されたという。

この反乱以後、義鎮は白杵丹生島城に居を移し宗麟と号した。惟教は対岸の八幡浜にあつて帰参の機会をうかがい、津久見の薬師寺氏を通じて宗麟の内意を得るべく裏工作を重ねていた。しかし出府の承諾は得られぬまま、宗麟は中国毛利氏との決戦のため筑前へと出陣した。

三期 大友宗麟の老職時代

永祿一二年（一五六九）→天正六年（一五七八）

永祿十二年（一五六九）三月、惟教はこの機会を逃さず佐賀関へ押し渡り、宗麟の本陣に使者を立てた。宗麟は喜んでこれを許し、佐賀関烏帽子岳城の守備を命じた。

同年十二月、筑前・肥前を鎮定した大友宗麟は惟教に旧領（佐伯庄）を返還したので、惟教は再び梅牟圍城主となつて凱旋した。更に元龜二年（一五七二）家老の職に任じられ宗天と号した。

元龜三年（一五七二）四月、宗麟は土佐一条氏を救援するため佐伯惟教らに命じて、伊予西園寺氏攻略の軍船を渡海させた。惟教は西園寺氏との講和を成して七月下旬

に凱旋した。

以後天正期（一五七二〜）は豊後も平穏となり惟教一族にとつても絶頂期を迎えたが、天正六年（一五七八）三月、宗麟の命で惟教は日向土持氏を攻略して城番を勤め、十一月、大友・島津は日州高城川原に決戦、大友勢は大敗を喫し、惟教・惟真・鎮忠の父子三人が戦死した。

文書の検討

書状の宛名書きは

盛岳藤九郎殿・盛岳弥十郎殿	連名……………二通
盛岳主膳助殿・盛岳弥十郎殿	連名……………一通
盛岳弥十郎殿……………	八通



白木城主緒方藤藏人惟照の甲冑
(惟教孫・西予市野村町緒方家蔵)

となっており、盛岳弥十郎と藤九郎は兄弟であることが他の文書から知られる。主膳助は藤九郎の役職名であろうか。宇目村各中の文書があることから、宇目村に在住している旧臣や盛岳一族の支配を弥十郎に任されていたと思われる。

書状の文面には、「爰元こもとの城干戈・籠城」や「与州表弓矢出来」など戦に関する記事や、「渡海により返信が延引」また「衛形を差し遣わす」など、家臣とのやりとりが伺える。

「渡海」については、弘治二年の伊予渡海、永祿十二年



佐伯市柵牟礼城跡



八幡浜市萩森城跡



西予市野村白木城跡



佐賀関町烏帽子岳城跡

の八幡浜から佐賀関への渡海、元龜三年の伊予攻略による渡海が考えられるが、豊予間のみに限らず臼杵や府内への往来も渡海とは言えないだろうか。

「衛形」または「衛所形」とあるのは、辞書にもないが推察するに、領界の衛りを意味しているのか、その職権を示す手形が年々更新されている。また盛岳弥十郎・泥谷藏人佐署名の兵法書（永祿四年～天正九年）が残されているので、両人が宇目・直見方面の領界番所の衛りと、軍事訓練を担当していたと考えられる。いずれにしても、職権を給与できるのは惟教が柵牟礼城主の時であり、亡命期には考えられないことである。

【文書11】 佐伯惟教書状

春事重盈、去年、源六殿渡せられ候。この節、音信に預かり候。祝着の至りに候。旧冬の儀は其元、船留めについて一入、気辛勞仕るの由、案中に候。毎々申され候等の立柄、聞き合わされ、爰元へ存知の事を進上すべく、早々申し越さるべく候。その国弥恙なき儀の由、干要に候。委細の段は彼者申すべく候。恐々謹言

二月廿日 惟教（花押）

盛岳藤九郎殿

盛岳弥十郎殿

※「その国いよいよ恙なき」とは伊予亡命中のことか。「源六殿渡せられ…船留について…」など海上あわたたしく、また国元の情報を知らせるよう依頼しているので、永禄年間後半のものと思われる。

【文書12】 佐伯惟教書状

与州表、弓矢出来について、与風嶋末まで「渡海」せしめ、順儀の信音、衆中へ爰元定め至し、各これを相尋ねらるべく候。倚つて其元の儀は御出領のこと候条、先々、用権にて然るべく候。その意を得らるべく候。恐々謹言

四月七日 惟教（花押）

宇目村各中

※「与州表弓矢出来」とは、元龜三年（一五七二）四月、大友宗麟が佐伯宗天（惟教・鶴原掃部入道に伊予西園寺公広討伐を命じた件であろう。惟教が軍令を發し徴兵する文面である。

【文書13】 佐伯惟教書状

今年の吉賀の事、旧に宛て、仍 去冬「衛形」差し渡し候。合力の儀等、馳走に預かり候。誠に祝着に候。毎年各 辛勞の段、申し居り候。次に惟教内意の趣、口上をもつて申し遣わし候。何れ内談にて腹藏なく申し渡さるべく候。なお、彼者に含ませ候の間、その意を得らるべく候。恐々謹言

四月廿日

惟教（花押）

盛岳弥十郎殿

※「去冬、衛形差し遣わし…」元龜・天正年か。

【文書11】

此の書は、
 徳川幕府の
 御用書である。
 内容は、
 幕府の御用
 に関する事
 である。

【文書12】

此の書は、
 徳川幕府の
 御用書である。
 内容は、
 幕府の御用
 に関する事
 である。

【文書13】

此の書は、
 徳川幕府の
 御用書である。
 内容は、
 幕府の御用
 に関する事
 である。

【文書14】

此の書は、
 徳川幕府の
 御用書である。
 内容は、
 幕府の御用
 に関する事
 である。

【文書14】 佐伯惟教書状

尚々其の村中、別して爰元の儀、馳走の由、案中
悦喜申し候。別けても弥、村中申談され相応の心
懸け頼み入り候。この段、いつもながら申され候。
銘々には申し遣わさず候。その意を得らるべく候。
態と染筆いたし候。仍、旧冬音信に預かり候後、毎々の儀
に候。一段、祝着の至りに候。この由、早々申し遣わし
候処、「渡海」により延引に候。心外に候。向後、弥、頼
み入り存じ候。なお、彼者申すべく候。恐々謹言

四月廿八日

惟教（花押）

盛岳弥十郎殿

※「渡海により延引」とは佐賀関渡海の時か。

【文書15】 佐伯惟教書状

尚々其二元親類衆、何の別儀なく候由、干要の儀
に候。委細これ申し候。
府中へ用所人を差し渡し候については、各、染筆いたし
候。仍、去春は存じ寄らず候処、音信に預かり候。誠に祝
着の至りに御座候。申し候ごとく御公用の儀、濟々推量せ
しめ候。殊更去年以来は兩人在府に付いて、各、辛勞の

段、期を尽くすなく候。毎事懇切の儀は申すに及ばず候え
ば、前の順阿まで細碎承る儀に候。則、無心ながら「衛形」
これを進ぜ候。これまた頼み入り候。なお、彼者申すべく
候。恐々謹言

五月廿三日

惟教（花押）

盛岳弥十郎殿

※「府中へ用所人を差し渡す…衛形を進ず」から元龜・天
正年か。

【文書16】 佐伯惟教書状

便りの儀に就いて、音信に預かり候。殊更、鳥目十疋送り
賜り候。懇志の至り、祝着に候。爰許「渡海」に出るは委
細、面もつて申すべく候。恐々謹言

八月廿日

惟教（花押）

盛岳弥十郎殿

※豊後帰参の工作中、永禄十一年か。

【文書17】 佐伯惟教書状

尚々いつもいづも申すごとく候。村中衆申し合わ
せ、毎時油断これなき様、申すまでもなく候。委細
は彼者申すべく候。

は彼者申すべく候。

態と染筆いたし候。去夏、音信に預かり候。誠に祝着の至
りに候。「渡海」により返事が延引に候。然らば重々、無
心の儀を申し候て、彼者遣わし候。各、申談さるべく合力
の儀を頼み入り候。なお、「衛所形」了承申すべく候。恐々
謹言

九月十八日

盛岳弥十郎殿

惟教（花押）

※「去夏、音信に預かったが渡海していて返事が延引にな
った」これは元龜三年（一五七二）伊予遠征によるものか。

【文書18】 佐伯惟教書状

態と染筆候。仍、毎年の儀、各辛勞ながら「衛形」差し
遣わし候え、続けて合力に預かり候段、何様に異なるべ
く候、なお彼者申すべく候。恐々謹言

十月三日

盛岳藤九郎殿

惟教（花押）

盛岳弥十郎殿

※「毎年の儀……衛形差し遣わす」政局が安定した天正年
間（一五七三〜）のものか。

【文書19】 佐伯惟教書状

態と状もつて申し候。仍、去年、音信に預かり候。祝着
の至りに候。これらの儀、給して申し遣わすべく候。処、
去春以来、爰元の城干戈（戦さ）に候。籠城の故、存じ候
ながら、殊更、去夏時分、其元被官の衆、法式の由候。条、
誠に心元なく存じ候。処、據なき事に候。案中の儀候段、
此方へ内々上意を請い、子細候間、各申談され、弥、堅
固の覚悟、干要に候。なお重々申すべく候。恐々謹言

十月廿一日

惟教（花押）

盛岳主膳助殿

盛岳弥十郎殿

※「去春以来、爰元の城干戈……籠城」佐伯梅牟關城であれ
ば弘治二年（一五五六）、佐賀関鳥帽子岳城であれば永祿
十二年（一五六九）となる、文面から後者か。

〔文書20〕 佐伯惟教書状

尚々いつもながら懇ろの儀、悦喜申し候。連々申し候はば迎合の儀、村中申談され候。春事頼み入り存じ候。委細、口上申し遣わし候。

態と染筆候。乃 去夏懇切の儀、祝着の至りに候。各辛勞の段、始儀なく候の間、新たためて申すに及ばず候。此等の儀、給して申し遣わすべき処、取り糺すこと候条、延引は心外に候。殊に 重々、無心の儀、乃 「衛形」差し遣わし申すべく候。相応の合力心係らるべく事、頼み入り候。恐々謹言

十月廿五日

惟教（花押）

盛岳弥十郎殿

※「衛形差し遣わす：」元龜・天正年間か。

〔文書21〕 佐伯惟教書状

長田掃部助 重々 出府の儀、申し付け候。連々染筆さるべく頼み入り候。彼の両人在府中、各衆同前、別して懇切の由、その聞こえ候。祝着に候。弥頼み入り候。長田彼者申すべく候。

態と染筆いたし候。去夏、音信に預かり誠に悦喜申し候。

その行程を申し遣わすべきの処、「渡海」の不通にて延引に候。其元御公用済々中、此方のため懇ろの儀、一段祝着の至りに候。なお彼者申すべく候。恐々謹言

十一月二日

惟教（花押）

盛岳弥十郎殿

※出府させた長田掃部助（惟清）は天文年間より宇目・横川方面の税徴収役人であった。「渡海の不通」とは伊予滞在中のことか。

〔文書22〕 佐伯惟教書状

便りの儀に就いて、音信に預かり候。殊更一袋到来候。懇志の趣、祝着に候。毎々の儀に候条、新たに申すに及ばず候。此方「渡海」候はば、なお面もつて申すべく候。恐々謹言

十一月九日

惟教（花押）

盛岳弥十郎殿

※「渡海そうらはば面もつて：」佐賀関に渡海する前年、永祿十一年か。

【文書23】



【文書23】 佐伯惟教書状

尚々、等閑なく存じられ候。其衆へは此にて内談これあるべく候。申すまでもなく候。

便これ宜しく染筆参らせ候。仍、爰元の衆出で、其許稠法式のことは、客堂中のこと候て、苦しからず候。各、御公用など油断なく、下地識以下別なき儀、才判干要に候。○

○の事節、氣使有るべからず。皆々代々の儀と申す公祀の間、心中に於いて何故偏心これあるべく候。これを以て

新たに申し及ばず事に候。なお、蔵司申すべく候。恐々謹言

十一月廿七日

惟教（花押）

宇目村各中

※【文書19】に「其元被官衆法式の儀」とあり、ここでは「代々：公祀の間」とある。年に何度か催される法事（祭祀）であろうか。宇目村各中、盛岳氏を中心にした先祖供養や領内安全の祈禱などの儀式と思われる。

【注】文書ナンバーは年不同、月日順に並べている。解説文は読み下しとした。

【訂正】第二二二号一〇ページ【文書8】高岡↓宮園